

令和7年度（春期） 奈良中心市街地の交通に関する広報業務委託 仕様書

1. 業務の目的

本業務は、奈良公園や平城宮跡、西ノ京などを含む奈良中心市街地において、公共交通で来訪する観光入込客数およびパーク&ライド駐車場の利用者数を増加させることを目的とするものである。本目的を達成するため、各施策を掲載しているホームページ「奈良公園・平城宮跡アクセスナビ」へ誘導するための Google リスティング広告、パーク&ライド駐車場の Google ローカル検索広告およびチラシの印刷・配送を行う。

〈参考〉・奈良公園・平城宮跡アクセスナビ：<https://www.nara-access-navi.com/>

・奈良中心市街地公共交通活性化協議会 HP：<https://www.pref.nara.jp/17539.htm>

2. 履行期間

契約日～令和7年6月13日

3. 業務内容

3.1. Google リスティング広告

- ・4月12日～5月6日（25日間）に、ホームページ「奈良公園・平城宮跡アクセスナビ」の Google リスティング広告を行うこと。
- ・広告の主なターゲットは、奈良中心市街地へ来訪する割合が高い大阪府を中心とした近畿圏内在住者とする。ターゲットを年代別に区分して、効果的に広告を行うこと。
- ・リスティング広告によるクリック数は、10,000回以上を目標とする。なお、令和6年度の春期に実施した日本語での Google リスティング広告におけるクリック率は、10~15%である。
- ・広告実施前に計画書を作成し、発注者の承諾を得ること。
- ・広告実施期間中は、発注者に経過を適宜報告し、必要に応じて広告運用を見直すこと。
- ・広告実施後に、表示回数やクリック数、クリック率、クリック単価、利用金額等の結果をまとめた報告書を作成し、提出すること。

3.2. Google ローカル検索広告

- ・4月21日～5月6日（16日間）に、パーク&ライド駐車場である国道24号高架下駐車場について、Google を活用してローカル検索広告を行うこと。なお、駐車場の開設期間は4月26日～5月6日の土日祝（7日間）である。
- ・ローカル検索広告によるクリック数は、5,000回以上を目標とする。
- ・広告実施前に計画書を作成し、発注者の承諾を得ること。
- ・広告実施期間中は、発注者に経過を適宜報告し、必要に応じて広告運用を見直すこと。
- ・広告実施後に、表示回数やクリック数、クリック率、クリック単価、利用金額等の結果をまとめた報告書を作成し、提出すること。

3.3. チラシの印刷・配送

- ・「パーク&ライドのチラシ」を 1,400 部印刷し、NEXCO 西日本・中日本のサービスエリア（計 5 箇所）に 4 月上旬に配送すること。
- ・チラシのデータは発注者から支給するものとする。
- ・チラシの規格は、A3 サイズ 2 つ折り、マットコート紙 110K、4/4 刷とする。
- ・梱包方法や配送日の詳細は、発注者と協議のうえ決定するものとする。

エリア	SA	配送部数	配送時期
西日本	岸和田 SA ^⓪	200 部	4 月上旬
	香芝 SA ^⓫	200 部	
	西宮名塩 SA ^⓪	200 部	
	宝塚北 SA	400 部	
中日本	御在所 SA ^⓫	400 部	

4. 成果品

- ・受注者は、業務完了後、速やかに業務実施報告書を提出すること。業務実施報告書は、本業務の実施過程や経過が明確となるよう作成すること。
- ・なお、発注者は業務実施報告を受けた場合、書類内容の審査及び報告を求めることができ、また、事業場への立ち入りや帳簿書類その他の物件を検査し、関係者への質問等、必要な調査を行うことができるものとする。

5. その他の事項

(1) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を発注者に提出し、承諾を得た場合はこの限りでない。

なお、本業務に伴う成果物については、物品等の製造いかに関わらず、受注者が最終責任を負うこととし、これが受注者と製造者との契約等によって担保されていること。

(2) 個人情報に関する取扱い

本業務において、個人情報の取扱いのある場合は以下のとおり取り扱うものとする。

- ① 本業務にて利用する個人情報については、その必要性を充分検討し、必要最小限にするとともに、個人の権利及び利益を侵害することのないよう配慮すること。
- ② 本業務にて利用する個人情報については、当該個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。
- ③ 本業務にて利用する個人情報については、登録された個人情報について本人が確認する手段を講じるとともに、過誤等のあるときは、本人の請求に基づき削除または訂正が出来る

ものとする。

- ④ 個人情報については収集から廃棄に至るまで適切に取り扱うものとする。
- ⑤ 上記に定めるもの以外については、奈良県個人情報保護条例（平成12年3月30日条例第32号）に基づき取り扱うものとする。

(3) 第三者の権利侵害の禁止

受注者は、本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受注者の責任、負担において対応し、発注者は責任を負わないものとする。

なお、第三者が権利を有している映像・画像等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受注者が行うこと。

(4) 貸与資料

発注者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受注者に貸与するものとする。受注者は発注者の指示に従い、借用書を発注者に提出のうえ資料の貸与を受けるとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を発注者に返却しなければならない。

(5) 秘密の遵守

受注者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、発注者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。発注者により貸与された資料及び成果品については、受注者は破損、紛失のないように取り扱いに十分注意するものとする。

(6) 検査等

- ① 発注者は、成果品について、契約書、本仕様書に基づき書類等について必要な検査を行う。
- ② 上記①において、指摘があった場合には、受注者は発注者の指示に従い適正に対応するとともに、再度検査を受けなければならない。

(7) 業務分担

本業務について、発注者の作業と受注者の作業をそれぞれ明確にすること。

(8) 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受託しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受託すること。

- ① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- ② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - i 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - ii 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - iii 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - iv 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

- v 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- ③ 本事業の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本事業の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。